

九州地方整備局同時発表

平成23年4月28日
国土交通省河川局
砂防部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
の改正に伴う緊急調査について

平成23年5月1日、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」。）の一部を改正する法律の施行に伴いこれまで調査を実施していた、霧島山（新燃岳）及び桜島について、5月1日から土砂災害防止法第27条第1項に基づく緊急調査に移行するものです。

1 霧島山（新燃岳）

対象地域：霧島山（新燃岳）及び周辺地域

対象現象：噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

今回行う緊急調査は、本年1月末からの噴火活動による降灰等を対象にしています。土砂災害防止法の施行以前から行っていた調査（別紙－2参照）を実質的に継続して行うものです。これまでの調査の結果も踏まえ、必要に応じ土砂災害防止法第29条第1項に基づく土砂災害緊急情報を通知することとなります。

2 桜島

対象地域：桜島及び周辺地域（鹿児島県）

対象現象：噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

今回行う緊急調査は、従前からの継続した噴火活動による降灰等を対象にしています。土砂災害防止法の施行以前から行っていた調査を実質的に継続して行うものです。これまでの調査の結果も踏まえ、必要に応じ土砂災害緊急情報を通知します。

なお、これまでの土石流発生状況（別紙－3参照）を踏まえると、現状では土砂災害に対する通常の警戒避難基準を下回る少ない降雨では土石流による被害が発生する状況にはないものと判断しています。

【添付資料】

別紙－1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律改正概要

別紙－2 霧島山（新燃岳）及び周辺地域の調査経緯

別紙－3 桜島の降灰及び土石流の発生状況

お問い合わせ先

国土交通省河川局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

室長 山口真司（内線36-151）

課長補佐 越智英人（内線36-152）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8468